

宮城県告示第四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営下余田二期地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和六年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
令和六年七月九日から令和六年八月七日まで
- 三 縦覧場所
名取市役所